

個人情報提供について事前同意の通知

個人情報保護法では、平成17年4月1日からは、あらかじめ加入者本人の同意を得ないものは、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、被保険者への保険給付等で被保険者にとって利益になる業務等は、その利用範囲について、パンフレットの配布、事業所担当窓口や健保組合等の掲示・備付けや公告等により明らかにしておき、被保険者等から特段明確な反対、留保の意思表示が無い場合は、「黙示による包括的な同意」が得られていると解釈できることになっています。

当組合では、下記の3項目が該当します。この項目について、加入者一人一人に通知し事前同意を得ることは、当組合の負担が膨大となり、皆様にとっても合理的とはいえません。

よって、本通知書を、加入者の皆様への通知と致します。

黙示の同意で実施する項目

1. 医療費通知

※ ご家族の医療費情報を黙示の同意により被保険者に提供します。

①目的 従前のように、医療費通知を本人分家族分をまとめて発行する

②第三者に提供する個人情報

受診者の氏名、診療年月日、医療費総額、自己負担額、健保負担額
健保給付金名称、給付金額

③提供方法 圧着処理の医療費通知(ハガキ)を、被保険者へ社内便又は郵便で送付

2. 事業主経由で行う現金給付の支給

※ 被保険者への給付金情報を黙示の同意により事業主に提供します。

①目的 従前のように、現金給付は本人分家族分をまとめて事業主を経由して被保険者に支給する

②第三者に提供する個人情報

所属コード、健康保険証記号・番号、被保険者名、総支給額、給付金別支給額

③提供方法 各事業所「世帯別給付金対象者一覧表」を、給与担当者に社内便又は郵便で送付

3. 健康診断、保健指導、健康相談事業

※ 被保険者の健康診断等の健診結果を黙示の同意により事業主から受領します。

①目的 特定健診・特定保健指導事業を実施するため。

②第三者に提供する個人情報

所属コード、健康保険証記号・番号、被保険者名、健診結果

③提供方法 健診業者が作成する個人別健診家結果を電子データで受領する

◎ この通知に同意されない人は、被保険者証の記号番号、氏名及び同意できない理由を記載した文書でもって、当組合へ申し出てください。

申し出がなかった場合は、「黙示の同意」があったものと見なします。